

議案第24号

日野町隣保館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日野町隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月6日提出

日野町長 谷 田 淳 一

# 日野町隣保館の設置及び管理に関する条例の改正が必要な理由と概要

## 1 背景及び趣旨

下榎集会所を廃止し、施設について隣接する下榎隣保館に転用（用途変更）することに伴い、日野町隣保館の設置及び管理に関する条例の一部改正を行うもの。

下榎集会所は昭和53年2月文科省補助で設置された。これは昭和41年2月に設置された下榎隣保館が地区人口の増加により手狭となり、建築後期間が余り経っていないため厚生労働省の補助が受けられなかったこともあり集会所として建築された。

設置目的は「同和地区及びその近隣地域における社会教育活動の充実、発展を図り、もって住民の生活と福祉の向上に資するため」となっており、現状では「下榎隣保館」「町人権センター」がその役割を担っている。

については、下榎集会所を廃止し業務を「下榎隣保館」「町人権センター」に移管する。

施設についてはS53年2月建築後44年経過しており処分期間満了日（鉄骨造事務所40年）を経過しており国庫補助金の返還及び転用に係る申請・報告の必要はなし。

また、鳥取県隣保館等運営費補助金(R3;6,075千円、国庫補助含む)について、面積要件132㎡(現状106.93㎡)が不足しているとの指摘について従来から鳥取県より協議があり、今回の転用により充足できる。

## 2 改正内容

- (1) 設置位置を追加するもの。
- (2) 附則に、下榎集会所を廃止し、施設について隣接する下榎隣保館に転用（用途変更）することを追加するもの。

## 3 附則規程

(施行期日)

この条例は令和5年4月1日から施行する。

日野町隣保館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日野町隣保館の設置及び管理に関する条例(昭和41年日野町条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 日野町に次の隣保館を設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 位置 日野町下榎157番地1、下榎156番地3</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 日野町に次の隣保館を設置する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 位置 日野町下榎字宮塚157番地1</p>

附 則

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2条 下榎集会所を廃止し施設を日野町下榎隣保館に転用(用途変更)する。